

## 新旧対照表

新	旧
<p>地域復興実用化開発等促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う地域振興に資する実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等<sup>2</sup>の産業復興の早期実現を図るため、地域復興実用化開発等促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年10月27日福島県規則第107号)(以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 第1項(略)</p> <p>2 この要綱において、「重点分野」とは、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙をいう。</p> <p>3 この要綱において、「福島県浜通り地域等<sup>2</sup>」とは、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の区域を合わせた地域をいう。</p> <p>4 この要綱において、「実用化開発等」とは、原則として福島県浜通り地域等<sup>2</sup>において実施される重点分野に係る研究開発や実証など実用化・事業化に向けた取組をいう。</p> <p>5 この要綱において、「地元企業等」とは、福島県浜通り地域等<sup>2</sup>に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業、国立研究開発法人である研究所、大学若しくは国立高等専門学校又は農業協同組合、その他の法人格を有する団体等をいう。</p> <p>第3条(略)</p> <p>(交付の申請)</p>	<p>地域復興実用化開発等促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う地域振興に資する実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図るため、地域復興実用化開発等促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年10月27日福島県規則第107号)(以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 第1項～第2項(略)</p> <p>2 この要綱において、「重点分野」とは、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙をいう。</p> <p>3 この要綱において、「福島県浜通り地域」とは、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の区域を合わせた地域をいう。</p> <p>4 この要綱において、「実用化開発等」とは、原則として福島県浜通り地域において実施される重点分野に係る研究開発や実証など実用化・事業化に向けた取組をいう。</p> <p>5 この要綱において、「地元企業等」とは、福島県浜通り地域に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業、国立研究開発法人である研究所、大学若しくは国立高等専門学校又は農業協同組合、その他の法人格を有する団体等をいう。</p> <p>第3条(略)</p> <p>(交付の申請)</p>

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、様式第1号による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて知事に提出しなければならない。提出にあたっては、電磁的記録による申請書類の提出に代えることができるものとし、第7条第1項、第9条第1項、第12条第2項、第13条第1項、第14条第1項、第16条第2項、第18条第1項、第19条第3項、第20条第3項、第21条第2項に規定する申請等についても同様とする。なお、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

（交付決定の通知）

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた時には、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。なお、通知については、電磁的記録による交付に代えることができるものとする。

第6条～第14条（略）

（補助金の額の確定等）

第15条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。なお、通知については、電磁的記録による通知に代えることができるものとする。

第16条～第24条（略）

（書類の提出）

第25条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正本1部とする。なお、第6条第1項の規定に基づき、事業者において副本1部を適正に保管するものとする。

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、様式第1号による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて知事に提出しなければならない。その提出期限は、知事が別に定める日とする。

（交付決定の通知）

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた時には、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

第6条～第14条（略）

（補助金の額の確定等）

第15条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第16条～第24条（略）

（書類の提出）

第25条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正・副本各1部とする。

第26条（略）

附則

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。  
この要綱は、平成29年4月3日から施行し、平成29年度予算から適用する。  
この要綱は、平成30年5月1日から施行する。  
この要綱は、平成31年2月4日から施行する。  
この要綱は、令和2年4月28日から施行する。  
この要綱は、令和2年6月16日から施行する。  
この要綱は、令和3年3月26日から施行する。  
この要綱は、令和3年5月27日から施行する。  
この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

別表第2（第3条関係）（補助対象経費）

※1 上記の経費については、原則として、福島県浜通り地域等において実施される場合に限る。

別表第3（第3条関係）（補助率）

※連携協定書等に基づいて福島県浜通り地域等の自治体と連携して事業を実施する企業等については（）内の補助率を適用する。

様式第1号（第4条関係）（交付申請書）

〇〇 年 月 日

福島県知事様

住所  
名称

第26条（略）

附則

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。  
この要綱は、平成29年4月3日から施行し、平成29年度予算から適用する。  
この要綱は、平成30年5月1日から施行する。  
この要綱は、平成31年2月4日から施行する。  
この要綱は、令和2年4月28日から施行する。  
この要綱は、令和2年6月16日から施行する。  
この要綱は、令和3年3月26日から施行する。  
この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

別表第2（第3条関係）（補助対象経費）

※1 上記の経費については、原則として、福島県浜通り地域において実施される場合に限る。

別表第3（第3条関係）（補助率）

※連携協定書等に基づいて福島県浜通り地域の自治体と連携して事業を実施する企業等については（）内の補助率を適用する。

様式第1号（第4条関係）（交付申請書）

〇〇 年 月 日

福島県知事様

住所  
名称

代表者名

〇〇 年度地域復興実用化開発等促進事業費補助金交付申請書

地域復興実用化開発等促進事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

(略)

5 申請分野区分

分野

※「重点分野」(廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙)を1つ記載してください。

(略)

様式第 1-2 号 (実用化開発計画書)

(略)

4 実用化開発等の内容

(4) 成果品

※成果目標である品名や技術名等を明記してください。また、複数年計画の場合は、最終的な目標成果と過年度の成果を記載してください。

(略)

8 福島県浜通り地域における実用化・事業化の展開

※実用化開発終了後 3 年以内を目標とした福島県浜通り地域での具体的な実用化・事業化の展開について、想定される市場環境やターゲット、販売方法、目標とする売上高等を可能な限り詳細かつ定量的に記載してください。(様式 C 投資効果との整合を図ること)

代表者名

〇〇 年度地域復興実用化開発等促進事業費補助金交付申請書

地域復興実用化開発等促進事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

(略)

5 申請分野区分

分野

※「重点分野」(廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙)を1つ記載してください。

(略)

様式第 1-2 号 (実用化開発計画書)

(略)

4 実用化開発等の内容

(4) 成果品

※成果目標である品名や技術名等を明記してください。また、複数年計画の場合は、最終的な目標成果と令和 2 年度の成果を記載してください。

(略)

8 福島県浜通り地域における実用化・事業化の展開

※実用化開発終了後 3 年以内を目標とした福島県浜通り地域での具体的な実用化・事業化の展開について、想定される市場環境やターゲット、販売方法、目標とする売上高等を可能な限り詳細かつ定量的に記載してください。(様式 E 投資効果との整合を図ること)